

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則及び職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年8月27日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第20号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則及び職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部改正)

第1条 人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則(昭和55年香川県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 人事委員会の権限の行使に関し必要がある時において、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めること(勤務条件に関する措置の要求に関する規則(令和3年香川県人事委員会規則第19号)第8条の規定による調査又は不利益処分についての審査請求に関する規則(令和3年香川県人事委員会規則第18号)第4条第1項の規定による調査その他これらに類するものに必要な限度で任命権者に対し提出を求めることを除く。)</p> <p>(10)～(40) 略</p>	<p>(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 人事委員会の権限の行使に関し必要がある時において、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めること(勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年香川県人事委員会規則第4号)第3条の規定による調査又は不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和59年香川県人事委員会規則第1号)第14条第1項の規定による審査その他これらに類するものに必要な限度で任命権者に対し提出を求めることを除く。)</p> <p>(10)～(40) 略</p>

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第2条 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年香川県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事案の処理) 第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事案に係る問題について、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条の規定による審査請求又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則(令和3年香川県人事委員会規則第19号)第10条第1項の規定による措置要求の受理若しくは不利益処分についての審査請求に関する規則(</p>	<p>(事案の処理) 第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事案に係る問題について、<u>法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求の受理</u>、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条の規定による審査請求又は不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和59年香川県人事委員会規則第1号)第15条の規定による受理がされたと</p>

令和3年香川県人事委員会規則第18号) 第5条第1項の規定による審査請求の受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

きは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。